

旅 費 ・ 交 通 費 支 給 規 則

(目的)

第1条 この規則は、桜台自治会（以下『自治会』という）の会員または自治会の委嘱を受けた者が、桜台地域以外のところで自治会の為の業務（以下『出張業務』という）を行った場合の旅費または交通費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則の適用を受ける出張業務には、自治会の日常業務としての資材や資金の調達や書類の集配等の為の通常の外出業務の他、会員が次の各号の行事に参加して行動する業務も含まれるものとする。

1. 県・市・警察・消防等の行政主管庁が主催する行事
2. 市原市町会長連合会主催の行事、会合並びに有秋地区町会長連合会及びその加盟町会が催する行事、会合
3. 有秋地区社会福祉協議会及び有秋地区社会体育振興会の行事、会合
4. 桜台に居住する児童・生徒が通学区域となっている学校等の行事、会合
5. その他、自治会役員会において認めた業務

(旅費・交通費の種類)

- 第3条
1. 旅費・交通費は、鉄道運賃・船運賃・航空運賃・車賃・日当及び宿泊料とする。
 2. 鉄道運賃・船運賃・航空運賃は、旅程に応じ旅客運賃等により支給する。
 3. 車賃は、バス・タクシー等を利用する場合の旅客運賃等により支給するが、借上げ車・便乗車・自家用車・バイクまたは自転車等を利用する場合は、走行総距離に応じた額を支給する。但し、自治会所有車使用の場合は支給しない。
 4. 日当は、講習会・会合等、時間的に拘束される場合及び会場設営等、出張先で作業が発生する場合に日数及び時間に応じて定額を支給するが、購買品の発注・受取り、買出し等で赴くだけの場合は支給しない。
 5. 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、1夜当たりの定額を支給する。

(電車賃の計算)

- 第4条
1. 鉄道、バス運賃等は、最も経済的かつ通常の経路により旅行した場合の路程による普通運賃で計算する。ただし業務上または天災その他やむをえない事情により前記の方法が困難な場合には、実際に経過した路程により計算する。
 2. 団体バス旅行等で自治会が参加料を支払い、その参加料中に乗車賃等が含まれている場合には、出張者には乗車賃等は支給しない。
 3. 外出勤務者の近隣地域の車賃は、別表1の車賃早見表により支給する。

(日当の計算)

- 第5条
1. 宿泊出張者に対する日当は、出発日から帰着日までの日数で計算し、1日当たり1,600円を支給する。
 2. 外出勤務者に対する日当は、自治会事務所発から事務所帰着までの時間で計算し、別表2の外出勤務者日当早見表により支給する。
 3. 自治会から給与、手当の支給をうけている自治会の事務員または日直員が、勤務時間中に外出勤務をした場合は車賃のみを支給し、日当は支給しない。

(宿泊料の計算)

- 第6条
1. 出張者の宿泊料は、大都市圏1夜当たり8,000円、普通地は7,000円とする。
 2. 外出勤務者に対する日当は、自治会事務所発から事務所帰着までの時間で計算し、別表2の外出勤務者日当早見表により支給する。
 3. 出張者が車中泊する場合には、B寝台料金を支給するほか、車中泊料金として4,000円を支給する。
 4. 会費や参加料を自治会が支払い、その会費、参加料に宿泊料が含まれる場合は、出張者には宿泊料を支給しないで、日当のみを支給する。

(旅費・交通費の請求手続き)

- 第7条
- 旅費・交通費の支給を受けようとする者は、別表3の「旅費・交通費請求書」に必要事項を記入の上自治会長に提出しなければならない。
1. 勤務者名、業務内容、行き先、交通手段及び行動日時を記入する。
 2. 交通手段でバス・電車使用の場合は、乗降停留所・駅名を記入する。
 3. 交通手段で車使用の場合は、別表1の通り、代表行き先について実測又は検索距離を調査済なので、この距離で交通費を計算する。尚、別表1にない行き先の場合は、インターネットのサイトで検索可能である。
 4. 交通手段でバス・電車使用の場合で、別表1にない行き先の場合は、運賃を調査する。

(規則の改定)

- 第8条
- この規則の改定は、本部役員会の決議により行うものとするが、乗車賃の改定などの場合は即日改定し、事後本部役員会の承認を受けるものとする。

附則

1. この規則は、平成7年4月1日から施行する。
2. 平成26年6月8日 改定・施行

別表 1

車賃早見表

| 行き先 | 距離 (往復) | 車使用 | | バス・電車使用 | | | |
|--------------|------------|------|-----|---------|------|-----|------|
| | | 円/Km | 交通費 | 最寄駅・バス停 | 交通費 | | |
| | | | | | バス | 電車 | 合計 |
| 市役所・市民会館・消防署 | 23 | 20 | 460 | 市役所前 | 1080 | 380 | 1460 |
| 市原警察署 | 23 | 20 | 460 | 八幡宿駅 | 580 | 400 | 980 |
| 法務局（八幡） | 25 | 20 | 500 | 八幡駅 | 580 | 400 | 980 |
| アネッサ | 8 | 20 | 160 | 姉崎中学校前 | 520 | | 520 |
| 有秋支所・有秋公民館 | 4 | 20 | 80 | 山谷 | 400 | | 400 |
| 西部公園管理所 | 13 | 20 | 260 | 姉崎駅 | 580 | | 580 |
| 有秋中学校 | 4 | 20 | 80 | 有秋台入り口 | 400 | | 400 |
| 寿苑 | 4 | 20 | 80 | 有秋台入り口 | 400 | | 400 |
| 有秋公園 | 4 | 20 | 80 | 有秋西小入り口 | 400 | | 400 |
| K P Iクラブハウス | 5 | 20 | 100 | 有秋西小入り口 | 400 | | 400 |
| 五井中学校 | 16 | 20 | 320 | 五井駅 | 580 | 380 | 960 |
| 椎の木台自治会館 | 2 | 20 | 40 | — | | | 0 |
| ジョイフル本田 | 30 | 20 | 600 | 八幡駅 | 580 | 400 | 980 |
| カインズ | 24 | 20 | 480 | 五井駅 | 580 | 380 | 960 |
| 尾張屋（長浦店） | 13 | 20 | 260 | 長浦駅 | 580 | 380 | 960 |
| ダイエー（長浦店） | 13 | 20 | 260 | 長浦駅 | 580 | 380 | 960 |
| ケーヨーD2 | 12 | 20 | 240 | 姉崎駅 | 580 | | 580 |
| トヨタレンタカー | 13 | 20 | 260 | 姉崎駅 | 580 | | 580 |
| 富分 | 4 | 20 | 80 | 有秋台入り口 | 400 | | 400 |

別表 2

日当早見表

| 桜台出発～帰着までの時間 | 日当 |
|----------------|-------|
| 3時間未満 | 400 |
| 3時間から5時間未満 | 800 |
| 5時間から8時間未満 | 1,600 |
| 夜間（17時以降24時まで） | 1,600 |

- 別表 1 にない行き先について、車使用の場合は、事務所にてサイトで距離検索可
* 事務員は、サイトで検索し、交通費を計算（20円/Km）する。
- 別表 1 にない行き先について、電車使用の場合は、請求書に電車運賃を申告する。
* 参考JR料金（片道）
東京：970円 千葉：320円
君津：410円 船橋：580円
蘇我：320円 木更津：320円
海浜幕張：500円
- 別表 3 の請求書には、交通手段を明記し、バス・電車の場合は、乗降停留所、駅名を記入する。

別表 3

交通・日当費請求書

| 会長 | 副会長 | | 会計 |
|----|-----|--|----|
| | | | |

| | | | | | | |
|---|-------------------|--------------|-------|----|----|---|
| 勤務者名 | | | | | | 印 |
| 業務内容 | | | | | | |
| 行先 | | | | | | |
| 交通手段 | バス/電車 | 経路（乗降停留所・駅）： | | | | |
| | 車 | 走行距離： Km | | | | |
| 行動日時 | 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 | | | | | |
| 交通日当費 | 交通費 | 日当 | 宿泊費 | 合計 | 備考 | |
| | | | | | | |
| 注) 1. 行動日時は、桜台発・着の日時を記入すること。 2. 最下段の料金欄は、事務用のため記入不要。 | | | | | | |
| 領 収 書 | | | | | | |
| 桜台自治会 様 | | | 年 月 日 | | | |
| ¥ | | | | | | |
| 上記正に領収いたしました。 | | | | | | |
| 印 | | | | | | |